

## 答申第37号

### 第1 審査会の結論

審査請求人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成29年6月26日付け草庶第〇〇〇〇号により行った公文書一部公開決定（以下「本件一部公開決定」といいます。）は、これを取り消し、非公開とされた部分を公開することが妥当であると判断します。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、平成29年6月11日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
  - (1) 平成29年度自衛官募集事務主管課長会議資料（埼玉県企画財政部地域政策課作成）
  - (2) 平成28年度自衛官募集事務主管課長会議資料の墨塗り部分
    - ① 自衛隊埼玉地方協力本部の編成の墨塗り部分
    - ② 平成27年度市町村別入隊者状況の墨塗り部分
    - ③ 平成27年度広報誌への掲載状況の墨塗り部分
    - ④ 募集相談員委嘱状況の墨塗り部分
- 2 本件公開請求について、実施機関は、(1)については平成29年6月26日付け草庶第〇〇〇〇号により公文書公開決定を、(2)については平成29年6月26日付け草庶第〇〇〇〇号により本件一部公開決定を行い、審査請求人に通知しました。

本件一部公開決定において、非公開とされた部分は、以下のとおりです。

  - ① 自衛隊埼玉地方協力本部の構成の一部（パワーポイント資料9ページの一部分。以下「非公開部分①」といいます。）
  - ② 平成27年度市町村別入隊者状況の一部（パワーポイント資料14ページの一部分。以下「非公開部分②」といいます。）
  - ③ 平成27年度広報誌への掲載状況の一部（パワーポイント資料32ページの一部分。以下「非公開部分③」といいます。）
  - ④ 募集相談員委嘱状況の一部（パワーポイント資料34ページの一部分。以下「非公開部分④」といいます。）
- 3 実施機関は、本件一部公開決定の理由を次のとおりとしました。
  - (1) 非公開部分①について  
地方協力本部の編成に関する情報は自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、自衛隊の現状及び能力が推察され、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

遂行に重大な支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号に該当します。

(2) 非公開部分②について

平成27年度市町村別入隊状況のうち、平成26年及び平成27年の市町村別の入隊者数に関する情報は、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号エに該当します。

(3) 非公開部分③について

平成27年度広報誌への掲載状況のうち、実績及び成果報告に関する情報は、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号エに該当します。

(4) 非公開部分④について

募集相談員委嘱状況のうち、相談員数に関する情報は、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号エに該当します。

- 4 審査請求人から、実施機関に対し、平成29年7月31日に本件一部公開決定を不服として、その取消しを求める審査請求書が提出され、草加市長から平成29年9月21日付け草契第〇〇〇〇号により当審査会に諮問されました。

### 第3 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

自衛隊埼玉地方協力本部の編成についてはただの組織図です。

また、市町村別入隊者状況、広報誌への掲載状況及び募集相談員委嘱状況については、人数と回数のみ記されているものです。これとほぼ同様の情報は国会議員事務所を通じて入手することが可能です。

いずれも「主管課長会議資料」として配られ、会議に参加した全員が知り得た事実であり、その後回収もされていません。

よって、いずれも自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報

とは認められないため、本件一部公開決定を取り消し、改めて公開決定をすることを求めます。

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書一部公開決定通知書、弁明書及び口頭理由説明の内容を総合すると、次のとおりです。

今回の処分の決定に当たり、公開請求に係る公文書が埼玉県及び自衛隊地方協力本部が作成したものであったことから、本条例第14条第1項の規定により、草加市長から埼玉県及び自衛隊埼玉地方協力本部に対し、当該公文書を公開することについて意見照会（平成29年6月12日付け草庶第〇〇〇〇号）を行ったところ、埼玉県知事からは公開してよいという意見書（平成29年6月19日付け）が、自衛隊埼玉地方協力本部からは当該本部の編成に関する情報は、公開することにより自衛隊の現状及び能力が推察され、自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあること、入隊者情報・募集相談員委嘱状況・広報誌への掲載状況に関する情報を公開した場合、募集・採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあることから当該情報については非公開とすべきとする意見書（平成29年6月22日付け）の提出がありました。

一部公開とした部分のうち、非公開部分①については、当該情報が判明することにより、国全体の防衛力が推察されることにつながり、国の安全を害する事態となるおそれも生じるなど、自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすことが認められます。

また、非公開部分②、非公開部分③及び非公開部分④については、入隊者情報・募集相談員委嘱状況・広報誌への掲載状況に関する情報を公開した場合、埼玉県内の各市町村における入隊者数・自衛官募集相談員等の多寡が明らかとなり、そのことが今後の自衛官等の採用者数に著しい影響を及ぼす可能性が高いと認められます。

よって、その該当部分を非公開としたことは適法な処分であったと考えます。

なお、当該公文書が配布された会議は、埼玉県内の地方公共団体において法定受託事務である自衛官募集業務を担当する主管課長、つまり、守秘義務のある地方公務員を対象としていることから、当該会議で知り得た情報のうち秘密にすべき部分については当然秘密が守られることが前提となっていることから、その際使用した資料が回収されていないことをもって本条例第7条第5号で規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ことがないとする事はできないと考えます。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件審査請求を審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

## 2 審査請求人が公開を求める公文書について

本件一部公開決定に係る非公開部分①ないし非公開部分④を含む公開請求対象公文書は、平成28年5月26日（木）に埼玉県企画財政部地域政策課が主催した「平成28年度自衛官募集主管課長会議」において県内各市町村から派遣された参加者に配布された「平成28年度自衛官募集事務主管課長会議資料」（平成28年5月26日（木）、埼玉県企画財政部地域政策課）の後半部に綴じ込まれたパワーポイント・データを印刷した資料であり、非公開部分①を含む自衛隊埼玉地方協力本部の編成はパワーポイント資料の9ページに、非公開部分②を含む平成27年度市町村別入隊者状況は同資料の14ページに、非公開部分③を含む平成27年度広報誌への掲載状況は同資料の32ページに、また、非公開部分④を含む募集相談員委嘱状況は同資料の34ページにそれぞれ掲載されています。

本件において審査請求人が公開を求めている公文書が、上記の各ページの一部であることに争いはありません。

そして、実施機関が、非公開部分①については本条例第7条第5号に、また、非公開部分②ないし非公開部分④については本条例第7条第5号エに該当するとして本件一部公開決定を行ったのに対して、審査請求人はいずれにも該当しないとして公開を求めています。諮問実施機関はなお原処分を妥当と主張しています。

そこで、以下、本件において審査請求人が公開を求めている公文書の見分結果も踏まえ、非公開部分①ないし非公開部分④の非公開情報該当性について検討することとします。

## 3 非公開情報該当性について

### (1) 非公開部分①の本条例第7条第5号該当性について

ア 非公開部分①は、自衛隊埼玉地方協力本部の組織の編成図の一部です。

イ 実施機関は、非公開部分①について、地方協力本部の編成に関する情報であり、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、自衛隊の現状及び能力が推察され、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に重大な支障を及ぼすと認められるものであるから、本条例第7条第5号に該当すると主張しています。

ウ しかしながら、自衛隊地方協力本部の組織の編成については、自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（防衛庁訓令第50号）第4条において総務課、募集課、援護課の3課が置かれていることが明示されています。

総務課については、そのつかさどる事務が、同令第5条において明示されています。すなわち、公印の保管に関すること（第1号）、公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること（第2号）、部内の人事、給与、福利厚生及び衛生に関すること（第3号）、経費及び収入の予算及び決算並びに会計事務に関すること（第4号）、物品に関すること（第5号）、国民保護及び災害対策に係る地方公共団体その他の関係機関との連絡調整に関すること（第6号）等です。したがって、上記編成図の記載は同条各号に記載されている事務に対応する組織が存在することを示しているにすぎません。

同様に、募集課については、そのつかさどる事務が、同令第6条において明示されています。すなわち、自衛官等の募集の計画に関すること（第1号）、自衛官等の募集に関する部外との連絡に関すること（第2号）等です。したがって、上記編成図の記載は、同条各号に記載されている事務に対応する組織が存在していることを示しているにすぎません。

援護課についても、そのつかさどる事務が、同令第7条において明示されています。すなわち、予備自衛官及び予備自衛官補の人事及び人事記録の整備保管に関すること（第2号）、予備自衛官及び予備自衛官補の招集事務に関すること（第3号）等です。したがって、上記編成図の記載は、同条各号に対応する組織が存在していることを示すにすぎません。

また、同令に示されている事務の名称と組織の名称が一致していない部分についても、各課がつかさどる事務が明示されている以上、その事務に対応する組織が存在することが容易に推測されるため、その組織名のみを秘匿すべき理由は特に見当たりません。

さらに、他の地方協力本部のなかには、ホームページ等でその編成図を公開している例もあります（[http://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/chihon1/c\\_index.html](http://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/chihon1/c_index.html)）。そのことから、編成図の公開により当該地方協力本部ひいては自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障は生じていないことがうかがえます。

エ 以上により、非公開部分①については、これを公開することにより自衛隊の現状及び能力が推察され、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められません。

(2) 非公開部分②の本条例第7条第5号エ該当性について

ア 非公開部分②には、平成26年度及び平成27年度の市町村別入隊者数が記録されています。なお、両年度の合計数については、公開されています。

イ 実施機関は、非公開部分②に記載された市町村別の入隊者数に関する情報は、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、埼玉県内の各市町村における入隊者数の多寡が明らかになると、そのことが今後の自衛官等の採用者数に著しい影響を及ぼす可能性が高いとし、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号エに該当すると主張しています。

ウ そこで、非公開部分②の公開により公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障が生じるかについて検討すると、具体的な支障は想定できません。入隊者数が多い市町村においても、入隊者をより増やそうとの方向に働くことも考えられますし、逆に現状維持の方向に働くことも考えられます。反対に入隊者数が少ない市町村においても、入隊者をより増やそうとの方向に働くことも、逆に他にも入隊者数が少ない市町村があることを理由として現状維持の方向に働くことも考えられます。つまり、非公開部分②に含まれる情報は価値中立的なものであり、その影響は受け手の受け取り次第であるといえます。

この点については、諮問実施機関の口頭理由説明においても、具体的に生じた影響及び生じうる影響についての言及はありませんでした。

したがって、非公開部分②の公開により、一律に自衛隊における公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障が生じるということはできません。

エ 以上により、非公開部分②は、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認めることはできません。

(3) 非公開部分③の本条例第7条第5号エ該当性について

ア 非公開部分③には、平成27年度における広報誌への自衛官募集記事の掲載状況について、各市町村の広報誌への掲載回数が成果として記載されています。

イ 実施機関は、非公開部分③に記載された広報誌への掲載に係る実績及び成果報告に関する情報が、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、広報誌への掲載状況が判明すると、自衛官等の募集・採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正か

つ円滑な人材の確保に著しい支障を及ぼすと認められるので、非公開部分③に記載された情報が本条例第7条第5号エの非公開情報に該当すると主張しています。

ウ しかしながら、広報誌は、各市町村において、市町村内の各戸に配布され、あるいは各市町村の市役所・町村役場等に備え置かれ、その内容は広く一般に公開されているものです。

具体的に広報誌に掲載された記事を、平成27年度の草加市の広報誌である「広報そうか」平成27年7月20日号、同年8月20日号、同年10月20日号、平成28年1月1日号、同年3月20日号について確認したところ、防衛省が自衛官を募集している旨の記載があり、募集する種目、年齢、募集期間、問合せ先が記載されたものであることが確認できます。

そのため、非公開部分③は、基本的には広く一般に公開されている情報であって、各市町村の広報誌の自衛官募集記事を集計すれば、誰でも、その情報を得ることができると考えられます。

非公開部分③は、各市町村の掲載状況が一覧化され、容易に各市町村の掲載状況を比較することができる情報ですが、かかる掲載状況が公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすものとは認められません。

エ 以上の通り、広報誌への掲載状況は、広報誌自体が戸別に配布され、また、広く一般に公開されているものであることから、誰にも入手可能な情報であり、かかる情報を集計したものであっても、掲載状況の一覧以上の性質を帯びるものではありません。したがって、非公開部分③の公開により、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすとは認められません。

(4) 非公開部分④の本条例第7条第5号エ該当性について

ア 非公開部分④には、募集相談員委嘱状況について各市町村の相談員数及び連名委嘱数が記載されています。

イ 実施機関は、募集相談員委嘱状況のうち、相談員数に関する情報は、自衛隊埼玉地方協力本部が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、本条例第7条第5号エに該当すると主張しています

ウ 募集相談員とは、地方自治法第2条第9項第1号、自衛隊法第97条等に基づき、市区町村長と自衛隊地方協力本部長の連名により委嘱され、自衛官募集に協力する者であり、主な協力内容は、自衛官志願者に関する情報の提供、自衛隊地方協力本部の行う募集のための広報活動への援助・協力です ([http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/f\\_fd/1978/fz19780601\\_00072\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/f_fd/1978/fz19780601_00072_000.pdf) 参照)。

そのため、市区町村によっては、委嘱式の様子を写真入りで広報誌に掲載している例（例えば、埼玉地方協力本部内のときがわ町の「広報ときがわ」108号、平成27年1月号22ページ）もありますし、また、地方協力本部によっては、ホームページ上で、募集相談員の氏名・顔写真・担当地域等を公開している例（例えば、東京地方協力本部の場合、<http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/bosyu/bosyuusoudanin.html>）もあります。

また、市町村別募集相談員数を一覧表にして公開している地方協力本部もあります（<http://www.mod.go.jp/pco/osaka/about/cooperation/number.html>）。

市町村別の募集相談員委嘱状況の公開によって、自衛隊地方協力本部が行う人事管理に関する事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすのであれば、かかる情報は公開されていないはずで

す。連名委嘱数についても、上述の通り、これを公開している地方協力本部もあり、募集相談員委嘱状況を公開することによる支障は想定できません。

エ 以上のことから、非公開部分④の公開により、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすとは認められません。

#### 4 結論

以上のとおり、非公開部分①ないし非公開部分④を非公開とした本件一部公開決定は、取り消されるべきであり、非公開とされた部分を公開することが妥当であると判断します。

## 第6 審査の経過

本件審査請求に係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成29年 9月21日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 10月30日 審査請求人に対して、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 11月 6日 審査
- 11月 7日 審査請求人から11月6日付けの口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 11月24日 審査請求人に対し、口頭意見陳述の日時等について通知しました。  
諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。



12月 4日 審査、審査請求人から口頭意見陳述を聴取しました。  
諮問実施機関から口頭理由説明を聴取しました。  
平成30年 1月 9日 審査  
1月23日 諮問実施機関に対し、質問事項を作成し、意見を求めました。  
2月 6日 諮問実施機から質問事項の回答が提出されました。  
2月20日 審査  
3月 5日 審査  
3月19日 審査

平成30年3月19日

草加市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 右 崎 正 博  
委員 早 川 和 宏  
委員 氏 家 宏 海